

令和6年5月29日（水）

第1回子ども・子育て会議 資料⑤－1

計画策定について

〈 令和5年度・令和6年度 〉

－ 第3期丸亀市こども未来計画 －

1. 第3期丸亀市こども未来計画の概要

○こども大綱と香川県こども計画（策定がある場合）を勘案して計画策定を行う。

（こども基本法第10条）

○既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができる。

第3期丸亀市こども未来計画に包含するもの

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第3項に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策
- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に基づく計画）
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画）

○計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる必要がある。

○こどもの居場所づくりについても計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。

【目指す姿：どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さずすべてのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であること】（「こどもの居場所づくりに関する指針」令和5年12月22日閣議決定）

○「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるこども施策を進める重要な役割が求められる。

（「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」

令和5年12月22日閣議決定）

2. 第3期丸亀市こども未来計画の目的

○こども大綱を勘案し、丸亀市における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されます。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども大綱を勘案した計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につなげる。

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

《具体的に表現すると》

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - ・心身ともに健やかに成長することができる。
 - ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる。
 - ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる。
 - ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる。
 - ・固定概念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
 - ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
 - ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
 - ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
 - ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
 - ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
 - ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

こども大綱に書かれている内容（抜粋）

○こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

○こども施策に関する重要事項の内容

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要である。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要である。こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針とし掲げている。

●すべてのライフステージに共通する重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④こどもの貧困対策
- ⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

●ライフステージ別の重要事項

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要である。

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- ・ こども・若者の視点に立った居場所づくり
- ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・ いじめ防止
- ・ 不登校のこどもへの支援
- ・ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- ・ 体罰や不適切な指導の防止
- ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援

③青年期

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

●子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ひとり親家庭への支援

○こども施策を推進するために必要な事項

●こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国や政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参画や意見表明の機会の充実
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

●こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- ④子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

●施策の推進体制

- ①国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法附則第2条に基づく検討

1. アンケート調査の実施

① アンケート調査の概要

第3期丸亀市こども未来計画を策定するにあたり、本市における子どもや子育て家庭の状況及び子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等の需要を的確に捉え、提供体制の確保や子育て支援等を計画に反映させるため、その基礎資料となるアンケート調査を実施しました。

調査対象	標本数（世帯）	母集団（世帯） 令和5年12月末	調査方法	調査期間
就学前児童保護者	2,000人	4,212人	郵送による 配布・回収	令和6年2月15日から 3月7日（22日間）
小学生保護者	1,500人	4,619人		
中学生・高校生等	1,000人	2,172人	WEB回答	令和6年3月2日から 3月24日（23日間）
中学生・高校生等の 保護者	1,000人			
合 計	5,500人			

*中学生・高校生等：中学2年生及び高校2年生とその歳の児童 各500人

*対象者抽出は世帯の重複を避け、児童年齢の低い世帯を優先して抽出

② 調査票の作成

第3期丸亀市こども未来計画は、『こども計画』（「若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」「少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策」）に、『子ども・子育て支援事業計画』と『次世代育成支援行動計画』を包含して策定することとなっている。そのために必要な設問の追加と、「量の見込み」の算出等の考え方を踏まえ、前回の調査票から不要な設問の削除を行いアンケート調査を実施しました。

③ 調査結果

回収した調査票の、入力・集計・分析を行い「調査結果報告書（別冊）」としてまとめました。

2. 子ども・子育て会議

令和5年度は子ども・子育て会議を3回実施しました。

開催日	内容
令和5年7月26日（水）	・令和4年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和5年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・次期こども未来計画の策定について ・その他
令和5年11月6日（月）	・次期計画策定のためのアンケート調査について ・保育の量の見込みと確保方策について ・その他
令和6年3月22日（金）	・幼稚園・保育所等の状況及び教育・保育の量の見込みと確保方策について ・アンケート調査の結果（速報）について ・その他

●全体のスケジュール

業務	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
第2期計画の進捗状況の把握及び整理、評価												
基本理念・基本計画の策定												
支援者等アンケート調査の実施												
支援団体ヒアリング及び対象者意見聴取												
新計画書の作成					骨子案 (全体) 素案 (前半)			素案 (全体)			計画 案	印刷 納品
パブリックコメントの実施												
子ども・子育て会議 (予定)		●			●			●			●	

1. 第2期計画の進捗状況の把握及び整理、評価（4～6月）

第2期丸亀市こども未来計画（現計画）の達成状況と残された課題を調査し、全体的な点検・評価を整理して第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）に反映する。「現計画振り返りシート」

- 次世代育成的施策を含め、関連各課への対応施策把握調査を行う
⇒ 現計画振り返りシートを作成し、関係各課へ記入依頼をして回収

2. 基本理念・基本計画の策定（5～7月）

基礎データの分析を行い、関連計画との整合性を図ったうえで未来（計画期間）への展望が分かりやすい、基本理念・基本計画の策定をする。

3. 支援者等アンケート調査の実施（5・6月）

子育て支援における課題等の把握のため、こどもとその家族に接している支援機関に対し「支援者アンケート」を行う。また、若者の生活状況の確認のため簡単なアンケート調査を行う。

4. 支援団体ヒアリング及び対象者の意見聴取（7月）

子育て支援に関係する支援団体に、対面ヒアリングを行う。また、同時に支援団体の施設などを利用しているこども等に意見聴取を行う。（5 か所くらい）

5. 新計画書の作成（6～2月）

基礎データの整理・分析等により、需要量の推計・各種事業の目標量、関係団体や市民からの意見聴取、国・県・市の施策意向等を反映した計画骨子案及び計画案を作成する。

6. パブリックコメントの実施（1月）

パブリックコメント実施し、第3期丸亀市こども未来計画へ反映する。

7. 子ども・子育て会議（予定）

令和6年度は、子ども・子育て会議を4回程度開催する予定となっている。

開催日	内容
第1回 令和6年5月29日（水）	・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和6年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・令和5年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・就学前教育・保育施設（公立）の現状 ・アンケート調査の結果について ・次期こども未来計画の策定について ・その他
第2回 8月頃	・第3期丸亀市こども未来計画（骨子案・素案）について ・その他
第3回 11月頃	・第3期丸亀市こども未来計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について ・その他
第4回 2月頃	・パブリックコメントの結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（案）について ・その他